

## 第5章 重点地区

### 景観まちづくりの方針

1. 重点地区の指定要件
2. 重点地区及び候補地区の概要と方針
3. 良好な景観形成のための行為の制限



## 1. 重点地区の指定要件

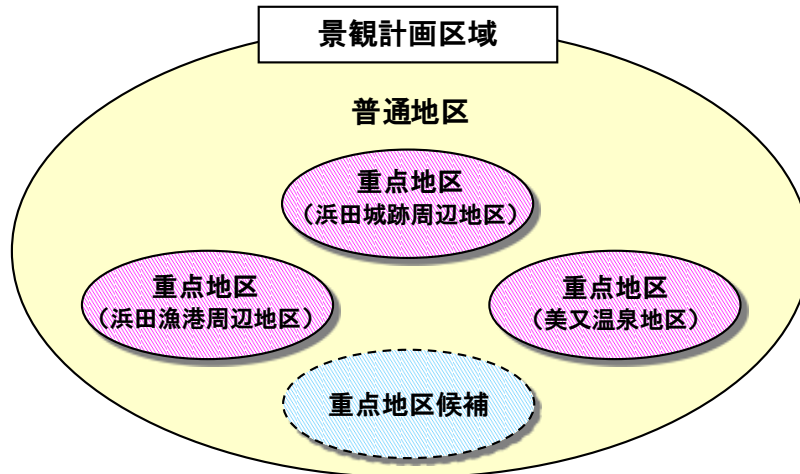
市全域で景観まちづくりを進める上で、下記の要件に該当する地区については、重点地区に指定し、積極的な景観形成を図ります。

### 重点地区の指定要件

- 本市を代表する優れた景観や眺望を有し、その保全の必要性や緊急性が高い地区
- 地域の拠点となる駅や市役所、浜田城跡の周辺など、良好な景観を創っていくべき地区
- 大規模な公共事業や民間事業の計画があり、先導的に良好な景観を創っていくべき地区
- 地域住民の景観形成に関する意識が高く、まちづくりの機運が高い地区

## 2. 重点地区及び重点地区候補の概要と方針

重点地区の指定要件を満たす地区について、地域住民の意向確認、合意形成を図りながら指定を行います。次に重点地区及び重点地区候補を示すとともに、次頁以降に各地区の概要と方針を示します。



### 【重点地区】

- ①浜田城跡周辺地区
- ②浜田漁港周辺地区
- ③美又温泉地区

### 【重点地区候補】

- ①国分・唐鐘地区
- ②金城町長田地区(田園地区)
- ③旭町和田地区
- ④弥栄町野坂地区(田園地区)
- ⑤三隅町室谷地区(田園地区)

重点地区：①浜田城跡周辺地区

■重点地区の概要と方針

- ・ 浜田城跡周辺は、島根県指定史跡、都市公園として保存と整備が図られるとともに、桜の名所としてなど、市民の憩いの場としても親しまれている。
- ・ 平成31年に浜田開府400年を迎えるため、周辺整備事業の推進に併せ、景観誘導を図る必要がある。

(方針)

- ・ 今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「きめ細かな景観誘導」を進める。
- ・ また、御便殿は景観重要建造物、城山公園は景観重要公共施設（公園）として位置づけることも可能である。

■重点地区の区域と概況



区域



浜田城の石垣(二ノ門付近)



旧浜田県庁の門



御便殿と城山(亀山)



本丸跡からの外ノ浦と日本海の眺望



城山(亀山)と浜田川(国道9号亀山橋)

重点地区：②浜田漁港周辺地区

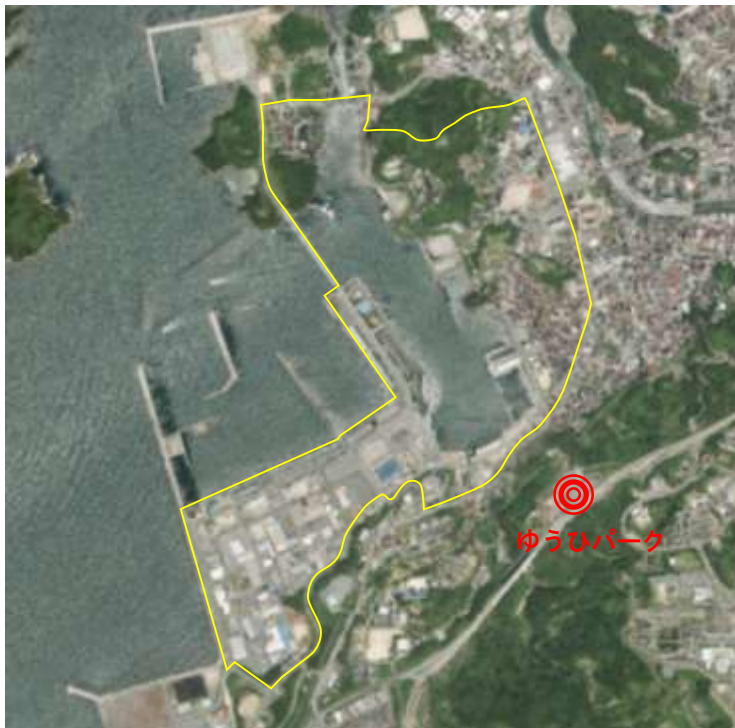
■重点地区の概要と方針

- ・ 浜田漁港周辺地区は、古くから「水産都市はまだ」として栄えた漁港の風情が漂う浜田市を象徴する地区である。また、本地区は、県内外から多くの人を訪れる道の駅「ゆうひパーク浜田」から一望でき、海や夕日と調和した景観上重要な地区であるため、この風情の維持・促進を図る必要がある。

(方針)

- ・ 今後も、浜田市の重要な景観形成要素である本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、モデル的な地区として位置付け、「漁港の風情や眺望を守るための適正な景観誘導」を行う。

■重点地区の区域と概況



区域



浜田漁港



マリン大橋



ゆうひパークからの眺望



重点地区：③美又温泉地区(金城地区)

■重点地区の概要と方針

- ・美又温泉は元治元年（1864年）に開湯し、旅館8軒と公共施設（美又温泉国民保養センターと美又温泉会館）によって美又温泉街を形成し、最盛期の平成6年に18万人の観光客で賑わっていたが、現在は年間7万人まで減少している。
- ・平成23年6月に美又湯気の里づくり委員会が設立され、地域再生を目指した取り組みが始まり、地域まるごと6次産業化による地域循環型経済の形成に向け、おもてなしの向上、景観まちづくりなどに取り組んでいる。

(方針)

- ・今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「きめ細かな景観誘導」を進める。

■重点地区の区域と概況



区域



美又川沿いの風景



美又温泉街



美又川沿いの桜並木



美又温泉薬師神社

重点地区候補：①国分・唐鐘地区(浜田地区)

■重点地区候補の概要と方針

- ・唐鐘地区には、日本海に映える美しい赤瓦景観が広がるとともに、石見国分寺跡の歴史性や港の風情が漂う景観を残している。また、唐鐘漁港の北部には、自然の神秘が感じられる石見畳ヶ浦（国の重要文化財）、南西部には国府海水浴場が隣接し、県内外から多くの人々が訪れる地区である。

(方針)

- ・今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「きめ細かな景観誘導」を進める。

■重点地区候補の区域と概況



区域

〔唐鐘地区まち並み風景②〕  
唐鐘地区南側（国道9号側）の丘の上から唐鐘漁港を望むと黒瓦も散見されますが、日本海に映える美しい赤瓦景観が広がります。



唐鐘の赤瓦



石見国分尼寺跡



重点地区候補：②金城町長田地区(重要田園地区)

■重点地区候補の概要と方針

- ・山々に囲まれた棚田と赤瓦の町並みが調和した田園風景が残されているなど、農村地帯特有の「懐かしい」ふるさとの田園景観を形づくっている。

(方針)

- ・今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「田園風景と自然環境との調和に配慮した適正な規制・誘導」を行う。

■重点地区候補の区域と概況



区域



芝桜の里



田園に点在する赤瓦景観



棚田と集落の様子



集落の中心となる浄蓮寺



重点地区候補：③旭町和田地区

■重点地区候補の概要と方針

- ・旧街道沿いには和田八幡宮を中心に赤瓦による集落景観が形成され、沿道には石積みが見られ赤瓦とともに伝統のまち並みを形成している。また、現存する旧和田郵便局が、まちの歴史を物語っている。

(方針)

- ・今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「きめ細かな景観誘導」を進める。

■重点地区候補の区域と概況



区域



和田八幡宮



家屋の赤瓦景観



旧街道の景観



旧和田郵便局

重点地区候補：④弥栄町野坂地区(重要田園地区)

■重点地区候補の概要と方針

- ・野坂地区の十国峠は、浜田市の中心市街地から県道34号線を南下するルートでは弥栄自治区の玄関口にあたり、弥栄自治区の印象を決める重要な景観となる。
- ・県道34号線沿いには「桜ロード」と呼ばれる桜並木の景観を有している。  
(方針)
- ・今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「田園風景と自然環境との調和に配慮した適正な規制・誘導」を行う。

■重点地区候補の区域と概況



区域



峠から見下ろす田園風景



田園風景



桜の咲く風景



整備された沿道の様子



重点地区候補：⑤三隅町室谷地区(重要田園地区)

■重点地区候補の概要と方針

- ・ 浜田市を代表する棚田を有している地区である。
  - ・ 室谷棚田まつりなど、棚田が室谷地区の中心としての役割を担っている。
- (方針)
- ・ 今後も、本地区の特性を活かし、浜田らしい景観まちづくりを進めるため、本地区を景観まちづくりのモデル的な地区として位置付け、「田園風景と自然環境との調和に配慮した適正な規制・誘導」を行う。

■重点地区候補の区域と概況



区域



田植え後の棚田の様子



棚田の収穫の様子



地区に広がる棚田の様子



室谷棚田まつり



3. 良好な景観形成のための行為の制限

(1) 届出が必要な行為

■重点地区：①浜田城跡周辺地区

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p>・<u>高さ5m又は建築面積100㎡を超えるもの(※1、2)</u></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> <li>増築</li> <li>改築又は移転</li> </ul>	<p>・<u>高さ1.5mを超えるもの(※1、2)</u></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、排気塔等</li> <li>鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等</li> <li>電波塔、記念塔、物見塔等</li> <li>高架水槽、冷却塔等</li> <li>彫像、記念碑等</li> <li>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシユート、コースター等</li> <li>太陽光発電施設等</li> <li>コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等</li> <li>石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等</li> <li>風力発電施設</li> </ul>	<p>・<u>高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※3、4、5、6)</u></p> <p>※3:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※4:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの                  ※5:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの                  ※6:太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が100㎡を超えるもの(太陽光発電施設は、同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものは、建築物の外観の変更に該当する。)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁</li> </ul>	<p>・<u>全て(※7)</u></p> <p>※7:専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車車庫の用に供する立体的施設</li> </ul>	<p>・<u>高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※8)</u></p> <p>※8:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等(これらの支持物を含む)</li> </ul>	<p>・<u>高さ10mを超えるもの(※9)</u></p> <p>※9:支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告板、広告塔、装飾塔等</li> </ul>	<p>・<u>表示面積10㎡を超えるもの</u></p>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	<p>・<u>面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを越えるもの</u></p>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採、土石等の採取</li> </ul>	<p>・<u>面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを越えるもの</u></p>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</li> </ul>	<p>・<u>高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもの</u></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採</li> </ul>	<p>・<u>樹高10mを越える樹木の伐採</u></p>	

注)下線部は、市全域での基準と異なるもの

■重点地区：②浜田漁港周辺地区

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p>・高さ10m又は建築面積500㎡を超えるもの(※1、2)</p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観を変更することとなる新築増築</li> <li>改築又は移転</li> <li>模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p>・高さ5mを超えるもの(※1、2)</p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁等</li> </ul>	<p>・高さ10m又は築造面積が500㎡を超えるもの(※3、4、5、6)</p> <p>※3:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※4:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの                  ※5:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの                  ※6:太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が500㎡を超えるもの(太陽光発電施設は、同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものは、建築物の外観の変更に該当する。)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、排気塔等</li> <li>鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等</li> <li>電波塔、記念塔、物見塔等</li> <li>高架水槽、冷却塔等</li> <li>彫像、記念碑等</li> <li>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォータースチュート、コースター等</li> <li>太陽光発電施設等</li> <li>コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等</li> <li>石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等</li> <li>風力発電施設</li> </ul>	<p>・全て(※7)</p> <p>※7:専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車車庫の用に供する立体的施設</li> </ul>	<p>・高さ10m又は築造面積が500㎡を超えるもの(※8)</p> <p>※8:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等(これらの支持物を含む)</li> </ul>	<p>・高さ10mを超えるもの(※9)</p> <p>※9:支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	<p>・面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</p>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採、土石等の採取</li> </ul>	<p>・面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</p>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</li> </ul>	<p>・高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水面の埋立て又は干拓</li> </ul>	<p>・面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</p>	

注)下線部は、市全域での基準と異なるもの

■重点地区：③美又温泉地区

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築又は移転、</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p><b>・高さ5m又は建築面積100㎡を超えるもの(※1、2)</b></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観を変更することとなる新築増築</li> <li>改築又は移転</li> <li>模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p><b>・高さが1.5mを超えるもの(※1、2)</b></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等</li> </ul>	<p><b>・高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※3、4、5、6)</b></p> <p>※3:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※4:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの                  ※5:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの                  ※6:太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が100㎡を超えるもの（太陽光発電施設は、同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものは、建築物の外観の変更に該当する。）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、排気塔等</li> <li>鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等</li> <li>電波塔、記念塔、物見塔等</li> <li>高架水槽、冷却塔等</li> <li>彫像、記念碑等</li> <li>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォータースチウト、コースター等</li> <li>太陽光発電施設等</li> <li>コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等</li> <li>石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等</li> <li>風力発電施設</li> </ul>	<p><b>・全て(※7)</b></p> <p>※7:専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁</li> </ul>	<p><b>・高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※8)</b></p> <p>※8:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車車庫の用に供する立体的施設</li> </ul>	<p><b>・高さ10mを超えるもの(※9)</b></p> <p>※9:支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）</li> </ul>	<p><b>・表示面積10㎡を超えるもの</b></p>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	<p><b>・面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを越えるもの</b></p>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採、土石等の採取</li> </ul>	<p><b>・面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを越えるもの</b></p>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</li> </ul>	<p><b>・高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもの</b></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採</li> </ul>	<p><b>・樹高10mを越える樹木の伐採</b></p>	

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの



■重点地区候補：①国分・唐鐘地区、③旭町和田地区

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p><b>・高さ5m又は建築面積100㎡を超えるもの(※1、2)</b></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の新築増築</li> <li>改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p><b>・高さ1.5mを超えるもの(※1、2)</b></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等</li> </ul>	<p><b>・高さ5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※3、4、5、6)</b></p> <p>※3:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※4:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの                  ※5:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの                  ※6:太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が100㎡を超えるもの（太陽光発電施設は、同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものは、建築物の外観の変更に該当する。）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、排気塔等</li> <li>鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等</li> <li>電波塔、記念塔、物見塔等</li> <li>高架水槽、冷却塔等</li> <li>彫像、記念碑等</li> <li>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシユート、コースター等</li> <li>太陽光発電施設等</li> <li>コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等</li> <li>石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等</li> <li>風力発電施設</li> </ul>	<p><b>・全て(※7)</b></p> <p>※7:専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁</li> </ul>	<p><b>・高さ5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※8)</b></p> <p>※8:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車車庫の用に供する立体的施設</li> </ul>	<p><b>・高さ10mを超えるもの(※9)</b></p> <p>※9:支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）</li> </ul>	<p><b>・表示面積10㎡を超えるもの</b></p>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	<p><b>・面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを越えるもの</b></p>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採、土石等の採取</li> </ul>	<p><b>・面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを越えるもの</b></p>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</li> </ul>	<p><b>・高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもの</b></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採</li> </ul>	<p><b>・樹高10mを越える樹木の伐採</b></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水面の埋立て又は干拓（①国分・唐鐘地区のみ）</li> </ul>	<p><b>・面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</b></p>	

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

■重点地区候補：②金城町長田地区、④弥栄町野坂地区、⑤三隅町室谷地区（田園地区）

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<p>・<u>高さ5m又は建築面積100㎡を超えるもの(※1、2)</u></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観を変更することとなる新築、増築、改築又は移転</li> <li>垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等</li> </ul>	<p>・<u>高さが5mを超えるもの(※1、2)</u></p> <p>※1:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※2:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p>	景観法第16条第1項第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、排気塔等</li> <li>鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等</li> <li>電波塔、記念塔、物見塔等</li> <li>高架水槽、冷却塔等</li> <li>彫像、記念碑等</li> <li>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシユート、コースター等</li> <li>太陽光発電施設等</li> <li>コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等</li> <li>石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等</li> <li>風力発電施設</li> </ul>	<p>・<u>高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※3、4、5、6)</u></p> <p>※3:増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの                  ※4:改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの                  ※5:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの                  ※6:太陽光発電施設にあつては、設置面積の合計が100㎡を超えるもの（太陽光発電施設は、同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものは、建築物の外観の変更に該当する。）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁</li> </ul>	<p>・<u>全て(※7)</u></p> <p>※7:専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車車庫の用に供する立体的施設</li> </ul>	<p>・<u>高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの(※8)</u></p> <p>※8:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）</li> </ul>	<p>・<u>高さ10mを超えるもの(※9)</u></p> <p>※9:支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告板、広告塔、装飾塔等</li> </ul>	<p>・<u>表示面積25㎡を超えるもの</u></p>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	<p>・<u>面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</u></p>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採、土石等の採取</li> </ul>	<p>・<u>面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</u></p>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</li> </ul>	<p>・<u>高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの</u></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採</li> </ul>	<p>・<u>樹高10mを越える樹木の伐採</u></p>	

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

(2) 景観形成基準

■重点地区：①浜田城跡周辺地区

1) 建築物

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の歴史性等を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の背後や浜田城跡周辺にある自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の歴史性等を尊重しながら、できるだけ和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・本地区の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態となるように配慮すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁または屋上に設ける設備は、露出させないように工夫し、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、けげばげばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・建築物が周辺の自然景観と調和した良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置や樹種の構成を考慮した植栽に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの



2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の背後や浜田城跡周辺にある自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> <li>・垣、さく、塀は、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>

#### 4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採 土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

#### 5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源 その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

#### 6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

■重点地区：②浜田漁港周辺地区

1) 建築物

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。</li> <li>・複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</li> <li>・行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように出来る限り低い高さとすること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>・屋上に設ける施設は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。</li> <li>ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>



## 2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。
	形態	・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。
	意匠	・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

## 3) 開発行為（共通）

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われぬように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採、 土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源、 その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

6) その他（水面の埋立て又は干拓）

区分		景観形成基準
水面の埋立て 又は干拓	埋立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うるおいある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努めること。</li> <li>・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。</li> </ul>

**重点地区：③美又温泉地区**
**1) 建築物**

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の趣ある温泉街景観等を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の趣ある温泉街景観や周辺の自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の趣ある温泉街景観等を尊重しながら、できるだけ和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・本地区の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態となるように配慮すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁または屋上に設ける設備は、露出させないように工夫し、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、けげばげばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、趣ある温泉街景観や自然景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材は、周辺の趣ある温泉街景観や自然景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・建築物が周辺の自然景観と調和した良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置や樹種の構成を考慮した植栽に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの



2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の背後や温泉街周辺にある自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> <li>・垣、さく、塀は、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>

#### 4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採 土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

#### 5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

#### 6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

■重点候補地区：①国分・唐鐘地区

1) 建築物

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の赤瓦景観等を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・高さをできるだけ抑えて、<u>地区の赤瓦景観や周辺の自然景観との調和を図ること</u></li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の赤瓦景観等を尊重しながら、できるだけ和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・本地区の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態となるように配慮すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁または屋上に設ける設備は、露出させないように工夫し、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、けげげばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、赤瓦景観や自然景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材は、石州赤瓦の活用に配慮することとし、周辺の赤瓦景観や自然景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・建築物が周辺の自然景観と調和した良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置や樹種の構成を考慮した植栽に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの



## 2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の背後や赤瓦景観周辺にある自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> <li>・垣、さく、塀は、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

## 3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われぬように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>

4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採、 土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源、 その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

7) その他（水面の埋立て又は干拓）

区分		景観形成基準
水面の埋立て 又は干拓	埋立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うろおいある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努めること。</li> <li>・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。</li> </ul>

## ■重点候補地区：②金城町長田地区（田園地区）

## 1) 建築物

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。</li> <li>・複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</li> <li>・行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように出来る限り低い高さとすること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>・屋上に設ける施設は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。</li> <li>ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>



2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われぬように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>

#### 4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採、土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

#### 5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

#### 6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

■重点候補地区：③旭町和田地区

1) 建築物

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の赤瓦景観等を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の赤瓦景観や周辺の自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の赤瓦景観等を尊重しながら、できるだけ和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・本地区の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態となるように配慮すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁または屋上に設ける設備は、露出させないように工夫し、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、げばげばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、赤瓦景観や自然景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材は、石州赤瓦の活用に配慮することとし、周辺の赤瓦景観や自然景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・外壁等の材質は、出来る限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・建築物が周辺の自然景観と調和した良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置や樹種の構成を考慮した植栽に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、出来る限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

## 2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さをできるだけ抑えて、地区の背後や赤瓦景観周辺にある自然景観との調和を図ること</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> <li>・垣、さく、塀は、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

## 3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われぬように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>



4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採 土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源 その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの

**重点候補地区：④弥栄町野坂地区（田園地区）**
**1) 建築物**

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。</li> <li>・複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</li> <li>・行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように出来る限り低い高さとすること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>・屋上に設ける施設は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。</li> <li>ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われぬように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>

#### 4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採、土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

#### 5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

#### 6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの



■重点候補地区：⑤三隅町室谷地区（田園地区）

1) 建築物

区分		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。</li> <li>・複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</li> <li>・行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように出来る限り低い高さとすること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>・屋上に設ける施設は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。</li> <li>ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

## 2) 工作物

区分		景観形成基準
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内ではできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

## 3) 開発行為

区分		景観形成基準
開発行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端な形質の変更が行われぬように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</li> <li>・土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> <li>・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>

4) その他（鉱物の掘採、土石等の採取）

区分		景観形成基準
鉱物の掘採、 土石等の採取	採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を乱さないような方法とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した方法とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

5) その他（屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積）

区分		景観形成基準
土石、 廃棄物、 再生資源、 その他物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。</li> <li>・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</li> </ul>

6) その他（木竹の植栽又は伐採）

区分		景観形成基準
木竹の伐採	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>伐採は必要最小限のものにとどめること。</u></li> <li>・<u>既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。</u></li> <li>・<u>樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。</u></li> </ul>

注) 下線部は、市全域での基準と異なるもの